

#NoHeartNoSNSオリジナルキャラクターの使用基準及び外部使用に関する規程

令和4年12月28日

総合通信基盤局電気通信事業部

消費者行政第一課長決定

(本規程の目的)

第1条 本規程は、#NoHeartNoSNSオリジナルキャラクターである「ハートきゅん」（以下「本キャラクター」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(本キャラクターのデザイン)

第2条 本キャラクターのデザインは、別紙に掲げるとおりとする。

(管理事務)

第3条 本規程に係る事務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課（以下「主管課」という。）において行う。

(本キャラクター使用の承認)

第4条 #NoHeartNoSNSの普及・啓発を目的として、本キャラクター及び主管課の提供する本キャラクターの変形イラスト（以下「本キャラクター等」という。）の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を主管課の指定する方法により申請し、主管課の承認を受けなければならない。

一 本キャラクター等の使用を希望する旨

二 申請者に係る次の事項

ア 氏名（法人の場合は、法人の名称並びに代表者及び担当者の氏名）

イ 住所

ウ 電話番号

エ 電子メールアドレス

三 本キャラクター等を使用する事業等の名称

四 使用目的及び具体的な使用方法

五 使用期間

六 使用場所、使用媒体及び数量（印刷に使用する場合は印刷部数の概数）

七 前各号に掲げるもののほか、主管課が指定する事項

2 承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、本キャラクター等を無償で 사용할ことができる。

3 使用者は、主管課が提供する変形イラストについても併せて使用することができる。

(使用の管理等)

第5条 主管課は、本キャラクター等の使用者に対し、使用状況について報告を求め、又は本キャラクター等を使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用に当たっての禁止事項)

第6条 本キャラクター等の使用に当たり、以下に掲げる事項を禁止する。

- 一 #NoHeartNoSNSの普及・啓発以外の目的に使用すること。
 - 二 本キャラクター等の変型、縦横比率及び色の改変等を行うこと。但し、主管課が承認した場合は除く。
 - 三 法令及び公序良俗に反すると認められる方法で使用すること。
 - 四 使用者が提供する物品、サービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤認させるような方法で使用すること。
 - 五 不当な利益等を得るおそれがあると認められる方法で使用すること。
 - 六 主管課に虚偽の届出をして使用すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、#NoHeartNoSNSの普及・啓発の趣旨に反し、又は品位が損なわれるおそれがあると認められるような方法で使用すること。
- 2 使用者が前項の規定に違反した場合又は違反している疑いがある場合は、主管課は、使用者に対し是正の指示を行うことができる。
- 3 使用者が前条に規定する報告の求め等又は前項に規定する是正の指示に応じない場合は、主管課は、使用者に対し、本キャラクター等使用の承認を取り消すことができる。

(本キャラクター等に関する権利)

第7条 本キャラクター等に関する一切の権利は、総務省に帰属する。

(苦情等の処理)

第8条 本キャラクター等を使用した施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、主管課は、一切の損害について責任を負わないものとする。

(規程の改訂)

第9条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

附則

この規程は、令和4年12月28日から施行する。